

## 飼養衛生管理基準の遵守について

「飼養衛生管理基準・・・最近の家保はそれしか言わないなあ・・・、畜産業を始めたときはそんなこと言ってなかったのに・・・」とお気づきの方！その通りです。家畜伝染病予防法（以下、家伝法）第12条の3に飼養衛生管理基準の記載があり、家畜の所有者が遵守すべき基準として定められています。

特定家畜伝染病の国内での発生について、平成16年（2004年）1月には79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、平成12年（2000年）には92年ぶりに口蹄疫（FMD）、平成30年（2018年）には26年ぶりに豚熱（CSF）が発生しました。

近年、グローバル化が進む中、人や物が世界中を行き交い、病原体の侵入リスクが高まっている中、上記の家畜疾病をはじめ、人においては新型コロナウイルス感染症等が世界中で流行しています。

そのような状況で農林水産省は平成16年12月から飼養衛生管理基準を家伝法に規定しました。飼養衛生管理基準は①牛・緬山羊等、②豚・イノシシ、③家きん等、④馬の4種類あり、チェック項目も28から40項目と全て同じではありません。中でも②豚・イノシシと③家きん等については国内でのCSF、HPAIの継続的な発生のため厳しい基準になっています。さらに豚等飼養農家では3か月ごと、家きん等飼養農家ではHPAIのシーズンとなる10月から翌年5月まで自己点検、報告が求められています。

豚、家きん等の飼養農家が国の補助事業、交付金、制度資金を利用する場合、令和4年

4月から飼養衛生管理基準遵守状況確認書の提出が求められていますし、特定家畜伝染病が発生した場合、飼養衛生管理基準の不遵守、早期通報違反等があった場合、国からの手当金・特別手当金が減額される事例が実際に起きています。減額率は2～24%の事例がありますが減額率に上限はありません。これらのように、ここ数年で飼養衛生管理基準に関する状況が変わってきています。

「飼養衛生管理基準」の直近の改正は令和4年10月にあり、埋却地の所在、所有者、土地利用に係る契約状況の確認など埋却地に関する資料を添付するとの記載が追加されました。令和5年1月に宮崎県で発生したHPAIの埋却地が農家と所有者の間で口頭契約だったため混乱したのは記憶に新しいところです。

また、令和5年4月に本県で牛ボツリヌス症疑い事例がありました。衛生情報もお伝えしましたとおり、野生動物の侵入防止対策、畜舎の洗浄・消毒が有効な対策になります。これらも飼養衛生管理基準に記載があり、あらゆる疾病の予防につながると考えられますので、各項目に普段から取り組んでいただきたいと思います。

（諸岡）

